

平成13年度首都圏事業計画（案）

平成13年 9 月

国 土 交 通 省

目 次

I 平成13年度事業実施の方針等	1
------------------------	---

平成13年度に行おうとする事業

第1 宅地	7
1 都市再開発	
2 新市街地の整備	
3 工業用地	
4 筑波研究学園都市の整備	
第2 道路	9
1 高規格幹線道路	
2 地域高規格道路	
3 一般国道	
4 主要地方道	
5 街路	
6 都市モノレール及び新交通システム	
7 大規模自転車道	
8 道路事業調査	
第3 鉄道	14
1 新幹線鉄道	
2 東京圏の鉄道	
第4 飛行場	15
第5 港湾等	16
1 東京湾の重要港湾等	
2 東京湾外の重要港湾	
3 地方港湾	
第6 通信施設	17
1 郵便	
2 電気通信	

第7	公園、緑地等	1 8
第8	水道及び工業用水道	1 8
	1 水道	
	2 工業用水道	
第9	下水道及び廃棄物処理施設	1 9
	1 下水道	
	2 廃棄物処理施設	
第10	水資源の開発	2 0
	1 建設事業	
	2 実施計画調査	
第11	河川、海岸等	2 1
	1 河川	
	2 海岸保全施設等	
	3 砂防設備、地すべり防止施設等	
第12	住宅等	2 4
第13	教育文化施設等	2 5
	1 学校教育施設	
	2 社会教育施設及び文化活動施設	
	3 職業訓練施設	
	4 文化財の保存のための施設	
第14	中央卸売市場	2 6
第15	病院等	2 6
第16	社会福祉施設	2 6
第17	駐車場	2 6
第18	防災	2 7
	1 宅地・住宅	
	2 道路	
	3 鉄道	
	4 港湾	
	5 通信施設	
	6 公園、緑地等	

- 7 水道
- 8 下水道
- 9 ダム等
- 10 河川、海岸等

I 平成13年度事業実施の方針等

我が国の社会・経済情勢が、成長の時代から成熟の時代へと大きな転換期を迎える中、多様な価値観に基づく個人の活動の活発化、高齢化の進行・人口減少局面の到来、情報化・国際化の進展、環境に関する取組の必要性の増大と、これまでにない様々な変化に直面している。首都圏の整備においてもこれらの変化を的確にとらえ、依然として大きな問題である大都市問題を解決し、暮らしやすく活力のある首都圏の創造を目指していく必要がある。

これらの諸課題を踏まえ、今後の首都の歩むべき指標として、平成11年3月に「第5次首都圏基本計画」を作成した。また、平成13年度から平成17年度までの5年間の各種施設整備に関し、その根幹となるべきものを定めた「首都圏整備計画」を作成した。今後はこれらの計画に示された施策に基づき、事業の推進に取り組んでいくことが首都圏整備にとって重要である。

なお、首都機能移転については、平成12年5月に衆議院・国会等の移転に関する特別委員会において「国会等移転審議会の答申を踏まえ、移転先候補地の絞り込みを行い、二年を目途にその結論を得る」旨の決議が採択された。現在、国会において大局的な観点から移転について検討が進められており、その推移を見守る必要がある。

今年度の首都圏整備に当たっては、基本計画に示され、目標としている社会や生活の姿、及び目指すべき地域構造としての分散型ネットワーク構造の構築を実現するため下記の事業を推進する。

1 宅地

業務、商業、居住等の諸機能が調和した都市空間の形成や良好な景観の創出による都市環境の改善等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、中心業務地の整備、既存市街地の再編整備等を進めるとともに、新市街地の計画的整備を図り、秩序ある市街地の形成に努める。また、国の行政機関等の移転に関連する土地区画整理事業等を引き続き推進する。

2 道路

首都圏と全国及び首都圏内地域間の交流を緊密にするため高規格幹線道路をは

はじめとする幹線道路の整備及び調査を進めるほか、地域の自立性の向上の観点から自立都市圏内各地を結ぶとともに、市街地における道路交通の円滑化を図り、良好な市街地の形成に資するため、都市高速道路、街路、鉄道との連続立体交差化等の推進を図る。また、地域社会の基礎的な生活基盤としての道路網や日常生活に密着した自転車歩行者専用道等の整備を進める。道路整備は、道路交通の安全性・快適性の確保、公害の防止等環境の保全及び避難路等防災空間の確保に十分配慮しつつ推進する。

高規格幹線道路については、高速自動車国道では中部横断自動車道白根IC（山梨県中巨摩郡白根町） - 双葉JCT（同県同郡双葉町）間の供用を図る。また、一般国道の自動車専用道路では首都圏中央連絡自動車道（468号）について日の出IC - 青梅IC間の供用を図るとともに、栄 - 藤沢間（横浜湘南道路）、東金 - 茂原間（東金茂原道路）について新たに事業に着手し、大栄 - 横芝間について新規着工準備区間として事業に着手する。

地域高規格道路については、首都高速道路では高速湾岸線（5期）の杉田 - 三溪園間の供用を図るとともに、大宮線をはじめとする路線の整備を引き続き推進する。その他の地域高規格道路では、常総・宇都宮東部連絡道路の一部（栃木県真岡市）、厚木秦野道路の一部（神奈川県厚木市）、茂原・一宮・大原道路の一部（千葉県長生郡長南町 - 同県茂原市）及び熊谷渋川連絡道路の一部（群馬県前橋市）の事業に着手する。

3 鉄道

首都圏と全国主要都市を結ぶ交通体系の結節点としての機能の強化並びに業務核都市相互の連携強化に資するとともに、通勤・通学時の混雑緩和、所要時間の短縮及び輸送の安全確保等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、輸送力の増強等による鉄道の整備を推進する。

中央新幹線については、東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を引き続き進める。また、東海旅客鉄道東海道新幹線品川駅の新設工事を引き続き推進する。

東京圏の鉄道については、西武鉄道池袋線（練馬 - 石神井公園）複々線化の完成を図る。

4 飛行場

国際化の進展、生活水準の向上、高速性志向の高まり等を背景とした航空需要の増大に対応し、国際・国内航空ネットワークの健全な発展を確保するため、環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ整備を推進する。

新東京国際空港については、2,500mの平行滑走路の早期供用を目指しつつ、当面の暫定的措置として2,180mの滑走路等の整備を推進する。

東京国際空港については、東旅客ターミナルに関連する施設等の整備を推進する。

百里飛行場については、民間共用化に向けて環境影響評価法に基づく所要の手続きを進める等事業を推進する。

首都圏第3空港については、複数候補地の抽出と比較検討・総合評価を行う。

5 港湾等

国際化の進展に対応し、高度な物流体系、多様な産業活動及び地域の豊かな生活を支える質の高い総合的な港湾空間の創出等を図るため、環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、港湾等の整備を推進する。

国際海上コンテナターミナルについては、東京港南部地区大井ふ頭、横浜港本牧ふ頭地区において整備を推進する。

廃棄物海面処分場については、東京港、川崎港、日立港において整備を推進する。

6 公園・緑地等

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、国営常陸海浜公園（茨城県）、等々力緑地（神奈川県）、柏の葉公園（千葉県）、秩父ミュージックパーク（埼玉県）等の都市公園の整備を推進する。

7 廃棄物処理施設

首都圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、資源の節約等による廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進による可能な限りの最終処分量の減量、適正処理を図る。処理施設の整備に関しては、環境の保全、安全性等に配慮しつつ推進し、本年度は、新たに流山市（千葉県）におけるごみ処理

施設等の整備に着手するとともに、東京都中央区におけるごみ処理施設等の完成を図る。また、広域処理の計画に係る調査を引き続き実施する。

8 水資源の開発

首都圏の水資源開発に関しては、将来の水需要の増加、暫定豊水水利権による取水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、水資源開発施設の整備を推進する。また、近年の渇水状況にかんがみ、渇水対策容量を持つダム建設等による渇水対策を推進する。本年度は、新たに印旛沼開発施設緊急改築事業(利根川)(千葉県)に着手する。

9 河川、海岸等

(1) 河川

首都圏における健全な水循環系を構築し、洪水等による災害の防止、河川環境の保全・創出等を図るため、河川の改修・環境整備等を推進するとともに、豪雨等による災害の復旧を図る。本年度は、補助事業として、新たに坂川(千葉県)における流域貯留浸透事業、百村川(栃木県)における床上浸水対策特別緊急事業、赤城白川(群馬県)における河川環境整備事業等に着手するとともに、那珂川(栃木県)における河川災害復旧等関連緊急事業等の完了を図る。

(2) 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食の防止、海岸環境の整備・保全等を図るための海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等を推進する。本年度は、東京港海岸(東京都)における高潮対策事業等を推進する。

(3) 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等の未然の防止を図り、人命・資産の保護及び国土保全を推進するため、環境の保全に配慮しつつ、利根川水系等における砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業等を推進する。本年度は、補助事業として、新たに連光寺地区(東京都)、新妻地区(千葉県)、釜利谷東1丁目西地区(神奈川県)等における急傾斜地崩壊対策事業等に着手するとともに、河原子南地区(茨城県)における急傾斜地崩壊対策事業等の完了を図る。

(4) 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、復旧治山、予防治山等の治山事業を推進する。補助事業として、新たに赤城山深山地区（群馬県）等において治山事業に着手する。

10 住宅等

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公的機関による集団的な住宅の建設や地域の実情に応じた居住環境の整備を推進する。

11 教育文化施設等

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため、国際研究交流大学村（東京都）の供用を開始し、県立かながわ保健医療福祉大学（仮称）の開学に向けて準備を進めるとともに、前橋工科大学、茨城県立医療大学において大学院を新設するほか、東京大学等の施設整備を引き続き推進する。

また、地域の社会的文化的環境の向上を図るため、さいたま新産業拠点（SKIPシティ）（埼玉県）等の整備を引き続き推進する。

12 病院等

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、県立中央病院（山梨県）等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応するため、介護老人保健施設の整備を推進する。

13 社会福祉施設

社会福祉の向上を図るため、さがみ緑風園（仮称）（神奈川県）等、社会福祉施設の整備を推進する。

14 防災

防災上の観点から、都市防災推進事業、密集住宅市街地整備促進事業、橋梁等

の道路構造物の耐震性の向上、鉄道構造物の耐震補強工事、電線類の地中化、災害に強いライフライン共同収容施設の整備、耐震強化岸壁の整備、防災公園の整備、河川事業、ダム等の整備、海岸事業、砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業、治山事業、水道及び下水道施設の耐震性向上等を推進する。

II 平成13年度に行おうとする事業

第1 宅地

業務、商業、居住等の諸機能が調和した都市空間の形成や良好な景観の創出による都市環境の改善等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、中心業務地の整備、既存市街地の再編整備等を進めるとともに、新市街地の計画的整備を図り、秩序ある市街地の形成に努める。また、国の行政機関等の移転に関連する土地区画整理事業等を引き続き推進する。

1 都市再開発

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新及び都市の防災構造化を図り、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

(1) 市街地再開発事業

新たに大崎駅東口第3（品川区）、相模大野駅西側（相模原市）等の地区における事業に着手するほか、泉町1丁目南、大工町1丁目（以上水戸市）、荒川沖西口第一（土浦市）、下館市中央（下館市）、熊谷駅東（熊谷市）、浦和駅東口駅前（さいたま市）、千葉駅西口（千葉市）、船橋駅南口第一（船橋市）、有楽町駅前（千代田区）、六本木六丁目、六本木一丁目西、環状第2号線新橋・虎ノ門（以上港区）、北新宿（新宿区）、豊洲駅前（江東区）、東池袋四丁目（豊島区）、大泉学園駅前（練馬区）、二子玉川東（世田谷区）、北仲通南、戸塚駅西口第1（以上横浜市）、川崎駅西口（川崎市）等の地区を引き続き推進するとともに、晴海一丁目（中央区）、赤羽北（北区）等の地区における事業の完成を図る。また、江東デルタ地帯の防災対策の一環として災害時の避難地ともなる防災拠点を整備するため、亀戸・大島・小松川（江東区及び江戸川区）、白鬚西（荒川区）の地区における事業を引き続き推進する。

(2) 土地区画整理事業

新たに蘇我臨海（千葉市）等の地区における事業に着手するほか、水戸駅南口（水戸市）、六ツ野（ひたちなか市）、石岡駅東（石岡市）、駅東第三（宇

都宮市)、栃木駅前(栃木市)、太田駅周辺(太田市)、六供(前橋市)、高崎駅周辺西口(高崎市)、伊勢崎駅周辺第一(伊勢崎市)、南西部第一期(鶴ヶ島市)、さいたま新都心、北部拠点宮原(以上さいたま市)、千葉中央港(千葉市)、秋葉原駅付近(千代田区及び台東区)、汐留(港区)、品川駅東口(港区及び品川区)、豊洲、有明北、新砂(以上江東区)、一之江駅西部、瑞江駅南部(以上江戸川区)、花畑北部、六町(以上足立区)、上野第二(八王子市)、立川駅北口駅前、立川駅南口(以上立川市)、みなとみらい21中央、新横浜長島(以上横浜市)、登戸、新川崎(以上川崎市)、渋谷南部(大和市)、甲府駅周辺(甲府市)等の地区における事業を引き続き推進する。

また、国の研究・研修機関の移転等が進められている立川基地跡地関連地区における事業を引き続き推進する。

2 新市街地の整備

市街地周辺部において計画的な市街化を図ることにより、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を進めるとともに、多様なニーズに対応した良好な居住環境を備えた住宅地を計画的に供給するため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

(1) 新住宅市街地開発事業等

十万原(水戸市及び茨城県東茨城郡常北町)、板倉(群馬県邑楽郡板倉町)、千葉北部(船橋市、印西市、白井市、千葉県印旛郡印旛村及び同郡本埜村)及び多摩ニュータウン(八王子市、町田市、多摩市及び稲城市)の地区における事業を引き続き推進する。また、幕張新都心(千葉市)等の地区における宅地の整備を引き続き推進する。

(2) 土地区画整理事業

牛久北部(牛久市)、葛城、島名・福田坪、萱丸(以上つくば市)、伊奈・谷和原丘陵部(茨城県筑波郡伊奈町及び同郡谷和原村)、宇都宮テクノポリスセンター(宇都宮市)、浦和東部第二(さいたま市)、岩槻南部新和西(岩槻市)、越谷レイクタウン(越谷市)、三郷中央(三郷市)、八潮南部中央(八潮市)、伊奈(埼玉県北足立郡伊奈町)、千葉東南部(千葉市)、千原台(千葉市及び市原市)、かずさアカデミアパーク(木更津市及び君津市)、金田東(木更津市)、浦安東(浦安市)、柏北部中央、柏北部東(以上柏市)、新市街地(流山市)、酒々井南部(千葉県印旛郡酒々井町)、南八王子(八王子市)、

横浜北部新都市中央（横浜市）、北部第二（藤沢市）等の地区における事業を引き続き推進する。

3 工業用地

既成市街地から分散する工場を計画的に受け入れるとともに、近郊整備地帯及び都市開発区域の秩序ある発展を図るため、環境の保全及び災害の防除に配慮しつつ、行田南部（埼玉県）の完成を図るとともに、阿見東部（茨城県）、佐野新都市（栃木県）、杉戸深輪（埼玉県）、袖ヶ浦椎の森（千葉県）等の工業団地の造成事業を引き続き推進する。

4 筑波研究学園都市の整備

筑波研究学園都市を科学技術創造立国に向けた世界的な科学技術中枢拠点都市として、また新たなライフスタイルを実現するモデル都市として育成するため、次の諸施策を推進する。

- (1) 研究学園地区において、試験研究・教育機関の施設水準の維持・向上のための施設整備及び修繕事業を行う。
- (2) 周辺開発地区において、つくばエクスプレスの整備に伴う沿線地域の整備を推進する。
- (3) 筑波研究学園都市に関する都市情報及び官民の試験研究機関に関する情報の提供等を行うため、つくばインフォメーションセンターの適切な管理・運営の確保を図る。

第2 道路

首都圏と全国及び首都圏内地域間の交流を緊密にするため高規格幹線道路をはじめとする幹線道路の整備及び調査を進めるほか、地域の自立性の向上の観点から自立都市圏内各地を結ぶとともに、市街地における道路交通の円滑化を図り、良好な市街地の形成に資するため、都市高速道路、街路、鉄道との連続立体交差化等の推進を図る。また、地域社会の基礎的な生活基盤としての道路網や日常生活に密着した自転車歩行者専用道等の整備を進める。道路整備は、道路交通の安全性・快適性の確保、公害の防止等環境の保全及び避難路等防災空間の確保に十分配慮しつつ推進する。

主要な事業は、次のとおりである。

1 高規格幹線道路

(1) 高速自動車国道

中部横断自動車道白根IC(山梨県中巨摩郡白根町) - 双葉JCT(同県同郡双葉町)間の供用を図るとともに、次の路線の整備を引き続き推進する。

東関東自動車道館山線

木更津南JCT(千葉県木更津市) - 富津竹岡IC(同県富津市)

東関東自動車道水戸線

三郷IC(埼玉県三郷市) - 高谷JCT(千葉県市川市)

銚田IC(茨城県鹿島郡銚田町) - 茨城JCT(同県東茨城郡茨城町)

北関東自動車道

伊勢崎IC(群馬県伊勢崎市) - 岩舟JCT(栃木県下都賀郡岩舟町)

宇都宮上三川IC(栃木県宇都宮市及び同県河内郡上三川町) - 友部IC(茨城県西茨城郡友部町)

第二東海自動車道

海老名南JCT(神奈川県海老名市) - 秦野IC(同県秦野市)

中部横断自動車道

静岡・山梨県境(山梨県南巨摩郡富沢町) - 白根IC(同県中巨摩郡白根町)

中央自動車道(6車線化)

談合坂SA(山梨県北都留郡上野原町) - 大月JCT(同県大月市)

関越自動車道上越線(4車線化)

碓氷軽井沢IC(群馬県碓氷郡松井田町) - 群馬・長野県境(同県甘楽郡下仁田町)

(2) 一般国道の自動車専用道路

首都圏中央連絡自動車道(468号)について日の出IC - 青梅IC間の供用を図るとともに、栄 - 藤沢間(横浜湘南道路)、東金 - 茂原間(東金茂原道路)について新たに事業に着手し、大栄 - 横芝間について新規着工準備区間として事業に着手するとともに、金沢 - 戸塚、茅ヶ崎 - 日の出IC、鶴ヶ島 - 大栄、茂原 - 木更津間の整備を引き続き推進する。

また、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として、一般国

道127号富津館山道路（鋸南町 - 富浦町）（東関東自動車道館山線に並行）の整備を引き続き推進する。

2 地域高規格道路

(1) 首都高速道路

高速湾岸線（5期）の杉田 - 三溪園間の供用を図るとともに、次の路線の整備を引き続き推進する。

大宮線	さいたま市大字三浦 - 同市円阿弥
晴海線	中央区晴海 - 江東区有明
板橋足立線	板橋区板橋 - 足立区江北
中央環状新宿線	目黒区青葉台 - 板橋区熊野町
川崎縦貫線	川崎市川崎区富士見 - 同市同区浮島町
横浜環状北線	横浜市都筑区川向町 - 同市鶴見区生麦

(2) その他の道路

常総・宇都宮東部連絡道路の一部（栃木県真岡市）、厚木秦野道路の一部（神奈川県厚木市）、茂原・一宮・大原道路の一部（千葉県長生郡長南町 - 同県茂原市）及び熊谷渋川連絡道路の一部（群馬県前橋市）の事業に着手する。また、次の路線の整備を引き続き推進する。

高速1号線（2期）	台東区 - 足立区
高速中央環状品川線	品川区 - 目黒区
東埼玉道路	埼玉県八潮市 - 同県吉川市
新大宮上尾道路	埼玉県さいたま市 - 同県桶川市
百里飛行場連絡道路	茨城県新治郡千代田町 - 同県石岡市
茨城西部・宇都宮広域連絡道路	茨城県猿島郡五霞町 - 栃木県宇都宮市、同県宇都宮市 - 同県同市
常総・宇都宮東部連絡道路	栃木県真岡市 - 同県同市
上信自動車道	群馬県吾妻郡吾妻町 - 同県同郡長野原町
熊谷渋川連絡道路	埼玉県鴻巣市 - 群馬県前橋市、同県前橋市 - 同県渋川市
西関東連絡道路	埼玉県大里郡寄居町 - 同県秩父郡皆野町、

	山梨県山梨市 - 同県甲府市
銚子連絡道路	千葉県山武郡松尾町 - 同県匝瑳郡光町
千葉中環状道路	千葉県千葉市美浜区 - 同県同市稲毛区
横浜環状2号線	神奈川県横浜市磯子区 - 同県同市同区
厚木秦野道路	神奈川県伊勢原市 - 同県同市
新山梨環状道路	山梨県中巨摩郡若草町 - 同県同郡玉穂町
横浜新道	神奈川県横浜市保土ヶ谷区 - 同県同市戸塚区
保土ヶ谷バイパス	神奈川県横浜市保土ヶ谷区 - 東京都町田市
横浜横須賀道路	神奈川県横須賀市 - 同県同市、同県横浜市金沢区 - 同県同市同区

3 一般国道

(1) 一次改築

次の路線の整備を引き続き推進する。

- 121号 栃木県塩谷郡藤原町 - 同県同郡栗山村、栃木県今市市 - 同県同市
- 124号 茨城県鹿嶋市 - 同県同市
- 401号 群馬県利根郡片品村 - 同県同郡同村
- 411号 山梨県塩山市 - 同県同市 等

(2) 二次改築

次の路線の整備を引き続き推進する。

- 1号 神奈川県小田原市風祭 - 同県足柄下郡箱根町湯本(小田原箱根道路)
- 6号 茨城県日立市旭町 - 同県同市田尻町(日立バイパス)
- 20号 東京都国立市谷保 - 八王子市高倉町(日野バイパス)
- 134号 神奈川県藤沢市 - 同県平塚市
- 254号 埼玉県和光市 - 同県富士見市(和光富士見バイパス)
- 349号 茨城県水戸市 - 同県那珂郡那珂町(水戸道路)
- 409号 千葉県印旛郡富里町 - 同県成田市(富里拡幅) 等

(3) 新設

次の路線の整備を引き続き推進する。

- 298号 東京外かく環状道路
- 357号 東京湾岸道路 等

4 主要地方道

次の路線の整備を推進する。

東京都	八王子あきる野線、山田宮の前線 等
埼玉県	熊谷小川秩父線、さいたま菖蒲線 等
千葉県	浜野四街道長沼線（千葉市）、袖ヶ浦中島木更津線、美浦栄線 等
神奈川県	藤沢座間厚木線、丸子中山茅ヶ崎線（横浜市）、横浜伊勢原線、 東京大師横浜線（川崎市） 等
茨城県	野田牛久線、美浦栄線 等
栃木県	栃木粕尾線、藤原塩原線 等
群馬県	下仁田安中倉淵線、沼田大間々線 等
山梨県	甲府玉穂中道線、甲府市川大門線 等

5 街路

次の路線の整備を推進する。

東京都	調布保谷線（調布市 - 西東京市）、環状第 8 号線（練馬区、板 橋区） 等
埼玉県	草加三郷線（三郷市）、飯能所沢線（所沢市） 等
千葉県	大畔駒木線（流山市）、十余二船戸線（柏市）、美浜長作町線 （千葉市） 等
神奈川県	環状 4 号線（横浜市）、久里浜田浦線（横須賀市）、穴部国府 津線（小田原市）、東京丸子横浜線（川崎市） 等
茨城県	守谷伊奈谷和原線（北相馬郡守谷町）、中大野中河内線（水戸 市） 等
栃木県	新栃木尻内線、樋ノ口河合線外 1 路線（以上栃木市） 等
群馬県	坂東大橋石山線（伊勢崎市）、高崎駅観音山線（高崎市） 等
山梨県	塩部町開国橋線（甲府市）、田富町敷島線（敷島町 - 竜王町） 等

また、連続立体交差事業として、西武鉄道池袋線（練馬区）、小田急電鉄小田原線（世田谷区）、京浜急行電鉄本線・空港線（大田区）、東日本旅客鉄道中央線（三鷹市、武蔵野市、小金井市、国分寺市、国立市及び立川市）、東日本旅客鉄道南武線（稲城市）、京成電鉄本線（船橋市）、東武鉄道野田線・新京成電鉄

新京成線（鎌ヶ谷市）、京浜急行電鉄大師線（川崎市）、東日本旅客鉄道両毛線・東武鉄道日光線（以上栃木市）、東武鉄道伊勢崎線・同桐生線・同小泉線（以上太田市）の整備を推進する。

6 都市モノレール及び新交通システム

都市モノレールとして、千葉都市モノレール1号線（千葉市）に係るインフラストラクチャ部分の整備を推進する。

また、新交通システムとして、日暮里・舎人線（荒川区、北区、足立区）、東京臨海新交通臨海線（江東区）に係るインフラストラクチャ部分の整備を推進する。

7 大規模自転車道

印旛沼自転車道、飯岡九十九里自転車道、和田白浜館山自転車道、手賀沼自転車道（以上千葉県）、さがみグリーンライン自転車道（神奈川県）、霞ヶ浦自転車道、筑波自転車道（以上茨城県）及び県央自転車道（群馬県）の整備を引き続き推進する。

8 道路事業調査

東関東自動車道水戸線、第二東海自動車道、中部横断自動車道、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路の事業区間以外の区間をはじめ、東京湾口道路、第二東京湾岸道路を含む東京湾環状道路、核都市広域幹線道路等の調査を引き続き推進する。

第3 鉄道

首都圏と全国主要都市を結ぶ交通体系の結節点としての機能の強化並びに業務核都市相互の連携強化に資するとともに、通勤・通学時の混雑緩和、所要時間の短縮及び輸送の安全確保等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次のとおり輸送力の増強等による鉄道の整備を推進する。

1 新幹線鉄道

中央新幹線について東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を引き続き進める。また、東海旅客鉄道東海道新幹線品川駅の新設工事を引き続き推進する。

2 東京圏の鉄道

東京圏については、西武鉄道池袋線（練馬 - 石神井公園）複々線化の完成を図る。

さらに、主要な事業として、次の鉄道の整備を引き続き推進する。

横浜市	4号線（日吉 - 中山）	新線建設
帝都高速度交通営団	11号線（水天宮前 - 押上）	新線建設
帝都高速度交通営団	13号線（池袋 - 渋谷）	新線建設
日本鉄道建設公団による建設路線		
（民鉄線制度による建設路線）		
東武鉄道	東上線（森林公園 - 小川町）	複線化
東武鉄道	伊勢崎線（曳舟 - 業平橋（押上））	複々線化
小田急電鉄	小田原線（東北沢 - 喜多見）	複々線化
東京モノレール	羽田線（羽田空港 - 新東ターミナル）	新線建設
横浜高速鉄道	みなとみらい21線（横浜 - 元町）	新線建設
東京臨海高速鉄道	臨海副都心線（天王洲アイル - 大崎）	新線建設
（運輸施設整備事業団の無利子貸付制度による建設路線）		
首都圏新都市鉄道	つくばエクスプレス（常磐新線） （秋葉原 - つくば）	新線建設

第4 飛行場

国際化の進展、生活水準の向上、高速性志向の高まり等を背景とした航空需要の増大に対応し、国際・国内航空ネットワークの健全な発展を確保するため、環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ整備を推進する。

新東京国際空港については、2,500mの平行滑走路の早期供用を目指しつつ、当面の暫定的措置として2,180mの滑走路等の整備を推進する。

東京国際空港については、東旅客ターミナルに関連する施設等の整備を推進する。

百里飛行場については、民間共用化に向けて環境影響評価法に基づく所要の手続きを進める等事業を推進する。

八丈島空港については、滑走路延長のための用地造成、照明施設等の整備を推進

する。

大島空港については、滑走路延長のための用地造成、エプロン新設等の整備を推進する。

東京ヘリポートについては、耐震強化のための地盤改良等の整備を推進する。

首都圏第3空港については、複数候補地の抽出と比較検討・総合評価を行う。

第5 港湾等

国際化の進展に対応し、高度な物流体系、多様な産業活動及び地域の豊かな生活を支える質の高い総合的な港湾空間の創出等を図るため、環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、港湾等の整備を推進する。

1 東京湾の重要港湾等

(1) 水域・外郭施設等の整備

東京港第一航路、横浜港鶴見航路等の整備を推進する。

また、海上交通の安全を確保するため、東京湾口航路の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

東京港南部地区大井ふ頭、横浜港本牧ふ頭地区において国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。

東京港中部地区青海ふ頭において多目的国際ターミナルの整備を推進する。

また、大規模地震発生直後の緊急輸送等を確保するため、千葉港、東京港、横浜港、横須賀港において耐震強化岸壁等の整備を推進する。

(3) 臨港交通施設の整備

東京港南部地区～中央防波堤地区、横浜港新港地区～瑞穂ふ頭地区、横浜港本牧ふ頭地区～大黒ふ頭地区等において臨港道路の整備を推進する。

(4) 港湾環境の整備

東京港、横浜港、川崎港、千葉港、木更津港等において緑地の整備を推進する。

東京港、川崎港において廃棄物海面処分場の整備を推進する。

東京湾においてごみ及び油の回収を海洋環境整備事業により推進するとともに

に、東京港において汚泥浚渫及び覆砂により公害防止対策事業を推進する。

(5) 臨海部の総合的整備

横浜港内港地区等において港湾再開発を推進する。

2 東京湾外の重要港湾

(1) 水域・外郭施設の整備

日立港本港地区、大洗港水産ふ頭地区等において防波堤等の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

鹿島港外港地区において多目的国際ターミナルの整備を推進する。

鹿島港北公共ふ頭地区において複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を推進する。

また、大規模地震発生時直後の緊急輸送等を確保するため、常陸那珂港において耐震強化岸壁の整備を推進する。

(3) 港湾環境の整備

鹿島港において緑地の整備を推進する。

日立港において廃棄物海面処分場の整備を推進する。

3 地方港湾

湘南港、御蔵島港、館山港等の整備を推進する。

第6 通信施設

地域の発展による社会経済活動の広域化、複雑化及び高度化に伴う情報通信ネットワークへの需要の増大に対処するとともに、信頼性の向上を図るため、次のとおり通信施設の整備を推進する。

1 郵便

郵便需要の多様化等に対処するため、新たに3局舎の建設に着手するとともに、7局舎の建設を引き続き推進する。

2 電気通信

通信サービスの拡充及び多様化を図るため、アクセス網の光化の促進を図るほか、必要な施設の整備を引き続き推進する。

伝送路については、光ファイバーケーブル方式市外伝送路として群馬県前橋市

- 群馬県高崎市等及びマイクロウェーブ方式市外伝送路として埼玉県さいたま市
- 埼玉県北足立郡の建設を推進する。

第7 公園、緑地等

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、都市公園の整備を推進する。

(1) 既成市街地及び近郊整備地帯

国営昭和記念公園、水元公園（以上東京都）、国営武蔵丘陵森林公園、権現堂公園（以上埼玉県）、柏の葉公園（千葉県）、等々力緑地、新横浜公園、横浜動物の森公園、秦野戸川公園（以上神奈川県）等の整備を推進する。

(2) 都市開発区域

国営常陸海浜公園、偕楽園公園（以上茨城県）、県南大規模公園（栃木県）、ぐんまファミリーパーク（群馬県）、秩父ミュージックパーク、本庄総合公園（以上埼玉県）等の整備を推進する。

第8 水道及び工業用水道

1 水道

給水人口の増加、生活水準の向上、地下水利用からの転換等に伴う需要の増大に対処するため、新規水源の開発等の広域的な水資源対策を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、次の水道施設の整備を推進する。

埼玉県水道用水供給事業（埼玉県）、印旛広域水道用水供給事業（千葉県）、神奈川県相模川水系建設事業（神奈川県）、鹿行広域水道用水供給事業（茨城県）、栃木県北那須水道用水供給事業（栃木県）、群馬県県央第二水道用水供給事業（群馬県）等の水道用水供給事業を推進する。

また、東京都水道事業（東京都）、さいたま市水道事業（埼玉県）、千葉県水道事業（千葉県）、横浜市水道事業（神奈川県）、茨城県筑南水道企業団水道事業（茨城県）等の水道事業を推進する。

2 工業用水道

地盤沈下防止のための地下水利用からの転換、工場の計画的な分散立地等を図ることによる工業用水の需要増等今後の水需要の動向を踏まえつつ、県央広域（茨城県）、東毛（群馬県）等の工業用水事業を引き続き推進する。

第9 下水道及び廃棄物処理施設

1 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、市街地における浸水の防除等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次の下水道の整備を推進する。

(1) 流域下水道

新たに利根川佐波（群馬県）の事業に着手するとともに、多摩川、荒川右岸東京（以上東京都）、荒川左岸、荒川右岸、中川、古利根川、市野川（以上埼玉県）、印旛沼、手賀沼、江戸川左岸（以上千葉県）、相模川、酒匂川（以上神奈川県）、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部（以上茨城県）、鬼怒川上流、巴波川、北那須、渡良瀬川下流、渡良瀬川上流（以上栃木県）、利根川上流、利根川左岸、利根渡良瀬（以上群馬県）及び釜無川（山梨県）等の事業を引き続き推進する。

(2) 公共下水道

東京都区部（東京都）、さいたま市（埼玉県）、千葉市（千葉県）、横浜市（神奈川県）、取手市（茨城県）、足利市（栃木県）、高崎市（群馬県）、甲府市（山梨県）等の事業を推進する。

(3) 特定環境保全公共下水道

千葉市（千葉県）、金砂郷町（茨城県）等の事業を推進する。

(4) 都市下水路

上尾市丸山（埼玉県）、市原市若宮（千葉県）、水海道市江連（茨城県）、足利市借宿（栃木県）、赤堀町赤堀第一（群馬県）等の事業を推進する。

2 廃棄物処理施設

首都圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、環境の保全、安全性等に配慮しつつ、次の処理施設の整備を推進する。また、広域

処理の計画に係る調査を引き続き実施する。

(1) し尿処理施設

新たに小山市（栃木県）、千代田町（群馬県）等における事業に着手するとともに、八王子市（東京都）等における事業の完成を図る。

(2) ごみ処理施設

新たに榛名町（群馬県）等における事業に着手し、常陸太田市（茨城県）等における事業の完成を図るとともに、東京都区部（板橋区等）（東京都）、所沢市（埼玉県）、千葉市（千葉県）、川崎市（神奈川県）、栃木市（栃木県）等における事業を推進する。

また、最終処分場については、吉川市（埼玉県）、千葉市（千葉県）、伊勢崎市（群馬県）等における事業の完成を図るとともに、日の出町（東京都）、横浜市（神奈川県）等における事業を推進する。

(3) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物については、事業者処理責任を原則とするが、必要に応じて地方公共団体の関与によって処理施設の整備を推進する。

第10 水資源の開発

首都圏の水資源開発に関しては、将来の水需要の増加、暫定豊水水利権による取水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、水資源開発施設の整備を推進する。また、近年の渇水状況にかんがみ、渇水対策容量を持つダムの建設等による渇水対策を推進する。

本年度は、新たに印旛沼開発施設緊急改築事業（利根川）（千葉県）に着手するとともに、次の水資源開発施設の建設事業等を引き続き推進する。

1 建設事業

滝沢ダム（荒川）、武蔵水路改築（利根川及び荒川）（以上埼玉県）、利根中央用水（利根川）（埼玉県及び群馬県）、房総導水路（利根川）（千葉県）、霞ヶ浦導水（那珂川及び利根川）（茨城県）、思川開発、湯西川ダム、東大芦川ダム（以上利根川）（以上栃木県）、戸倉ダム、ハツ場ダム、倉淵ダム、増田川ダム（以上利根川）（以上群馬県）、深城ダム（相模川）、琴川ダム（富士川）（以

上山梨県)

2 実施計画調査

栗原川ダム(利根川)(群馬県)

第11 河川、海岸等

1 河川

健全な水循環系を構築し、洪水等による災害の防止、河川環境の保全・創出等を図るため、河川の改修・環境整備等を推進するとともに、豪雨等による災害の復旧を図る。

(1) 直轄河川については、次の事業等を引き続き推進する。

河川改修事業

(一般河川改修事業) 利根川、荒川、多摩川、相模川、久慈川、
那珂川、富士川

(高規格堤防(スーパー堤防) 整備事業) 利根川、江戸川、荒川、多摩川

(総合治水対策特定河川事業) 中川・綾瀬川、新河岸川、鶴見川

(水防災対策特定河川事業) 富士川

流水保全水路整備事業 江戸川

河川環境整備事業 利根川、荒川、霞ヶ浦(常陸利根川)、渡良瀬川

河川災害復旧等関連緊急事業 那珂川、小貝川

(2) 補助河川については、新たに秋山川(栃木県)における河川環境整備事業、坂川(千葉県)における流域貯留浸透事業、百村川(栃木県)における床上浸水対策特別緊急事業等に着手するとともに、次の事業等を引き続き推進する。

広域基幹河川改修事業 石神井川(東京都)、芝川(埼玉県)、海老川
(千葉県)、金目川(神奈川県)、桜川(茨城県)、
思川(栃木県)、井野川(群馬県)、鎌
田川(山梨県)

総合治水対策特定河川事業 中川・綾瀬川(東京都、埼玉県及び茨城県)、
新河岸川(東京都及び埼玉県)、神田川、

	残堀川（以上東京都）、鶴見川（東京都及び神奈川県）、真間川（千葉県）、境川、引地川、目久尻川（以上神奈川県）
河川環境整備事業	渋谷川・古川（東京都）、綾瀬川流域（埼玉県）、真間川、手賀沼（以上千葉県）、大岡川（神奈川県）
都市基盤河川改修事業	勝田川、国分川（以上千葉県）、平瀬川、鳥山川（以上神奈川県）
都市水防災対策事業	江東ゼロメートル地帯（東京都）
調節池整備事業	霞川（東京都）、第二大場川（埼玉県）、中通川（茨城県）、石田川（群馬県）
流域貯留浸透事業	海老川（千葉県）、境川（神奈川県）
低地対策河川事業	江東地区、隅田川、目黒川、中川・新中川、旧江戸川（以上東京都）、東京地区（東京湾）（東京都、千葉県及び神奈川県）、埼玉地区（埼玉県）、葛南地区（千葉県）
特定地域堤防機能高度化事業 （スーパー堤防整備事業）	隅田川（東京都）
耐水型地域整備事業	藤代町等地区（茨城県）
河川激甚災害対策特別緊急事業	鴻沼川、新河岸川（以上埼玉県）
床上浸水対策特別緊急事業	鴻沼川、東川（以上埼玉県）、養老川（千葉県）、今井川（神奈川県）
統合河川整備事業	坂川（千葉県）、荒川（山梨県）

2 海岸保全施設等

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食の防止、海岸環境の整備・保全等を図るため、海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等を推進する。

(1) 直轄海岸保全施設整備事業としては、横須賀港海岸における事業を引き続き推進する。

(2) 補助事業としては、次の事業等を引き続き推進する。

高潮対策事業	東京港海岸（東京都）、千葉港海岸（千葉県）、長井海岸、横須賀港海岸（以上神奈川県）、川尻港海岸（茨城県）
--------	--

侵食対策事業 久留和漁港海岸（神奈川県）、鹿嶋海岸、波崎海岸、水木漁港海岸（以上茨城県）

海岸環境整備事業 東京港海岸（東京都）、千葉港海岸（千葉県）、小田原漁港海岸（神奈川県）、鹿島港海岸（茨城県）

3 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等の未然の防止を図り、人命・資産の保護及び国土保全を推進するため、環境の保全に配慮しつつ、次の砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業等を推進する。

(1) 砂防事業

直轄事業としては、利根川水系及び富士川水系における事業を引き続き推進する。

補助事業としては、鳶巣川（東京都）、蒔田川（埼玉県）、水無川（神奈川県）、豆田川（栃木県）、早川（群馬県）、尾の内沢（山梨県）等における事業を引き続き推進する。

(2) 地すべり対策等事業

直轄事業として、譲原地区（群馬県）における事業を引き続き推進する。

補助事業としては、新たに湯村地区（山梨県）等における事業に着手するとともに、定峰地区（埼玉県）、田代地区（神奈川県）、大平地区（群馬県）等における事業を引き続き推進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策等事業

補助事業として、新たに中下地区（山梨県）等における事業に着手するとともに、初沢(2)地区（東京都）、花崎3地区（千葉県）、中村町C地区（神奈川県）、下高津1地区（茨城県）、権現前地区（栃木県）、八幡山B地区（群馬県）等における事業を引き続き推進する。

4 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、復旧治山、予防治山等の治山事業を、下記の地区や流域内で引き続き推進するほか、補助事業として、新たに赤城山深山地区（群馬県）等において着手する。

直轄事業 鬼怒川地区（栃木県）、野呂川地区、笛吹川地区（以上

山梨県)
補助事業 久慈川、利根川、荒川、加茂川～養老川、多摩川、相模川及び富士川の流域等

第12 住宅等

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公的機関による集団的な住宅の建設や地域の実情に応じた居住環境の整備を推進する。

(1) 市街地再開発事業

川口本町4丁目(川口市)、市川駅南口(市川市)、富士見町二丁目北部、神保町一丁目南部(以上千代田区)、月島駅前(中央区)、新杉田駅前、上大岡B、ヨコハマポートサイドF-1街区(以上横浜市)等の地区における事業を引き続き推進する。

(2) 住宅市街地整備総合支援事業

見和(水戸市)、北部拠点宮原(さいたま市)、川口駅周辺(川口市)、上福岡駅西口(上福岡市)、幕張新都心(千葉市)、芝浦・港南(港区)、東雲(江東区)、南千住(荒川区)、新川(三鷹市)、西国分寺(国分寺市)、ヨコハマポートサイド、鶴見小野駅周辺(以上横浜市)、川崎駅西口、川崎下平間周辺(以上川崎市)等の地区における事業を引き続き推進する。

(3) 密集住宅市街地整備促進事業

京島(墨田区)、西蒲田・蒲田、大森・北糀谷(以上大田区)、北沢五丁目・大原一丁目(世田谷区)、東池袋四・五丁目(豊島区)、仲宿(板橋区)、江古田北部(練馬区)、東四つ木(葛飾区)、鶴見(横浜市)等の地区における事業を引き続き推進する。

(4) 優良建築物等整備事業等

能見台(横浜市)等の地区における優良建築物等整備事業、小石川中央(文京区)等の地区における都心共同住宅供給事業、新山下二丁目(横浜市)等の地区における住宅地区改良事業、百合が丘ニュータウン(水戸市)、滑川(日立市)、春日(宇都宮市)、川原田(栃木市)、広瀬第一・第五(前橋市)、

間の島（桐生市）、霞ヶ丘（上福岡市）、入間向原（入間市）、千葉ニュータウン（船橋市、印西市、白井市、千葉県印旛郡印旛村及び同郡本埜村）、成田ニュータウン（成田市）、前原（船橋市）、実籾（習志野市）、南青山一丁目（港区）、桐ヶ丘（北区）、芦花公園（世田谷区）、多摩ニュータウン（八王子市、町田市、多摩市及び稲城市）、長房、中野町（以上八王子市）、東村山本町（東村山市）、昭島拝島（昭島市）、港北ニュータウン、十日市場住宅（以上横浜市）、上九沢（相模原市）、藤沢（藤沢市）、塩部第二（甲府市）等の地区において住宅の建設・建て替えを引き続き推進する。

(5) その他

一団地の官公庁施設の整備においては、霞が関団地（千代田区）における総理大臣官邸の整備を引き続き推進する。

第13 教育文化施設等

1 学校教育施設

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため、県立かながわ保健医療福祉大学（仮称）の開学に向けて準備を進めるとともに、前橋工科大学、茨城県立医療大学において大学院を新設するほか、東京都立大学、東京都立科学技術大学、横浜市立大学において大学院の研究科の専攻を増設する。

また、東京大学、前橋工科大学、横浜市立大学の施設整備を引き続き推進する。

2 社会教育施設及び文化活動施設

地域の社会的文化的環境の向上を図るため、ぐんま昆虫の森（群馬県）、さいたま新産業拠点（SKIPシティ）（埼玉県）、区部ユース・プラザ（東京都）、川崎駅西口文化ホール（仮称）（神奈川県）等の整備を引き続き推進する。

また、国際研究交流大学村（東京都）の供用を開始するほか、国立スポーツ科学センター（東京都）の整備を引き続き推進する。

3 職業訓練施設

技能労働者の養成を図るため、地元での専修学校等関係者との協議の場等を受け、調整を図りつつ、県立下館産業技術専門学院（茨城県）等の整備を推進する。

4 文化財の保存のための施設

文化財及び歴史的環境を保存するため、上野国分寺跡（群馬県）等の環境整備及び土地の公有化、曾谷貝塚（千葉県）等の土地の公有化、武蔵国分寺跡（東京都）、相模国分寺跡（神奈川県）等の環境整備を引き続き推進する。

第14 中央卸売市場

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、東京都等の既設中央卸売市場の施設の整備拡充を引き続き推進する。

第15 病院等

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、県立中央病院（山梨県）、千葉市立青葉病院（千葉県）、高齢者専門病院（仮称）（東京都）等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応するため、けんちの苑すみだ川（仮称）（東京都）等の介護老人保健施設の整備を推進する。

第16 社会福祉施設

社会福祉の向上を図るため、さがみ緑風園（神奈川県）、第三南陽園（仮称）（東京都）等、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の各種社会福祉施設の整備を推進する。

第17 駐車場

路上駐車解消による道路交通の円滑化を図るため、上野広小路駐車場（台東区）、

由比ガ浜地下駐車場（鎌倉市）、片瀬地下駐車場（藤沢市）、横浜駅根岸地下駐車場、日本大通り地下駐車場（以上横浜市）等の整備を推進する。

第18 防災

防災性の向上の観点から、次の事業を推進する。

1 宅地・住宅

都市の防災構造化や良質な住宅の供給及び住環境の整備による住宅市街地の防災性の向上を図るため、白鬚西（荒川区）等の地区における市街地再開発事業、一之江駅西部（江戸川区）等の地区における土地区画整理事業、放射11号線（足立区）等の地区における都市防災推進事業、新田（北区及び足立区）等の地区における住宅市街地整備総合支援事業、北沢五丁目・大原一丁目（世田谷区）等の地区における密集住宅市街地整備促進事業等を推進する。

2 道路

地震、豪雨、豪雪等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、緊急輸送道路における橋梁等の道路構造物の耐震補強等を推進するとともに、法面保護工等の防災対策や雪寒道路事業による適時適切な除雪等を実施する。

また、災害に強いまちづくりの観点から、防災拠点の整備等防災性向上のための根幹的道路施設の整備、市街地における計画的な道路整備、情報通信システムの整備等を積極的に図るとともに、災害に強いライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備を各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ積極的に進める。

3 鉄道

大規模地震対策として、既存の鉄道構造物について、新幹線及び輸送量の多い線区を対象に耐震補強工事を実施する。

4 港湾

大規模地震対策として、東京港、横浜港、千葉港、横須賀港、常陸那珂港において耐震強化岸壁等の整備を推進する。

また、横浜港、横須賀港において臨海部防災拠点の整備を推進する。

5 通信施設

災害時における通信ネットワークの安全性、信頼性の向上を図るため、信頼性向上施設整備及び電線類の地中化を推進する。

6 公園、緑地等

大震災時の避難地、避難路等の確保のため、等々力緑地（神奈川県）等の防災公園の整備を推進する。

7 水道

災害時における被害の軽減等を図るため、管路等の耐震性の向上等を図る。

8 下水道

災害時における被害の軽減等を図るため、下水道施設の耐震性の向上を図る。また、消火用水等の緊急時の水源として下水処理水を活用するための施設の整備等を推進する。

9 ダム等

洪水調節等を図るための八ツ場ダム等の事業を推進する。

10 河川、海岸等

(1) 河川

地震、洪水等に対する河川管理施設の安全性の向上を図るため、ゼロメートル地帯等の河川堤防の耐震性向上対策等を実施する。また、破堤等による壊滅的被害を回避するため、荒川等における高規格堤防（スーパー堤防）整備、河川防災ステーション等災害時活動拠点の整備、緊急時の物資・資材の輸送が可能となる緊急用河川敷道路及び船着場の整備等を推進する。さらに、洪水氾濫の危険性、洪水時の避難方法等に関して、普段から住民の理解を深めるべく洪水ハザードマップの作成・公表を推進する。

(2) 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸浸食等を防止するため、東京港海岸等における堤防、護岸、水門施設等の海岸保全施設の整備を推進する。

(3) 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等を防止するため、利根川水系等における砂防施設の整備、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域における対策工等を推進するとともに、土砂災害予警報システムの整備等を推進する。